

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「制度導入適否」及び「募集要項」に係る審査）

- 1 対象施設 あおもり北のまほろば歴史館
- 2 開催日時 平成27年4月6日（月） 13:00～14:20
- 3 開催場所 青森市役所第2庁舎2階庁議室
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 相馬 紳一郎（市民政策部理事次長事務取扱）
副委員長 鈴木 裕司（総務部理事次長事務取扱）
委員 多田 弘仁（財務部次長）
委員 加藤 文男（市民生活部次長兼行政情報センター所長）
委員 池田 享誉（青森公立大学准教授）
委員 佐々木 信一（東北税理士会青森支部税理士）
 - (2) 施設所管課（文化財課） 課長 白取 慎也
主幹 児玉 大成
主査 辻村 泰成
 - (3) 制度所管課（政策推進課） 参事 佐々木 淳
副参事 福島 清裕
主幹 岩淵 寿哉
主事 小野 寛史
- 5 欠席者 委員 能代谷 潤治（健康福祉部理事次長事務取扱）
- 6 案件
 - (1) 指定管理者制度導入適否について
 - (2) 指定管理者募集要項について
- 7 会議概要
 - (1) 指定管理者制度導入適否に係る審査
概要調書に基づき、施設所管課から、施設の概要及び指定管理者制度導入に当たっての検証内容を説明。指定期間を4年9か月間、利用料金制は導入せず、募集形態は公募とすることを説明。
 - ①審査結果
全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。
 - ・指定期間：4年9か月間
 - ・利用料金制：なし
 - ・募集形態：公募
 - ②主な質疑内容
なし

(2) 指定管理者募集要項に係る審査

募集要項(案)に基づき、施設所管課から、募集の概要、仕様書、選定基準及び責任分担表等について説明。

①審査結果

全委員異議なく、全会一致で了承された。

②主な質疑内容

委員：どのように施設をPRしていくのか。

施設所管課：市のホームページや広報でPRするほか、小中学校へも積極的にPRすることとしている。

委員：展示物の貸出しに関する業務は市の職員が行うとのことだが、施設に市の職員は常駐するのか。

施設所管課：市の職員は常駐しない。

委員：以前は「みちのく北方漁船博物館」として「船」をテーマとした施設であったが、この「あおり北のまほろば歴史館」は展示内容が多岐にわたるため、逆にテーマが分かりづらく、PRの仕方が難しいと思う。

施設所管課：基本的には青森市の歴史を分かりやすく、楽しく学んでいただくことを目的とした施設であるが、施設寄贈者の意向も汲み、このような展示内容とした。

委員：前身である「みちのく北方漁船博物館」と元の青森市歴史民俗展示館である「稽古館」の両施設の展示物をただ単に置くだけでは、入館者数を維持し続けることは難しい。当該施設の指定管理者は、企画展や体験コーナーを充実させ、子どもたちが学習の一環で訪れる機会等を増やすことが望ましい。

委員：駐車場は何台分あるのか。

施設所管課：11台分ある。

委員：郷土の歴史及び民俗に関する知識や経験を有する者を常時1人配置するということが、イヤホンガイドを導入する考えはないのか。

施設所管課：展示物の解説に当たっては、大規模博物館等で利用されているようなイヤホンガイド以外にも、タブレット端末等を活用した方法なども考えられることから、今後の指定管理者からの提案に期待したい。

委員：解説員に資格等は必要ないのか。

施設所管課：必要ない。解説員に相応しい知識等を有する者の配置を期待するものの、まずは応募しやすい条件のもと、様々な団体に応募してもらいたいと考えている。

委員：展示物の入替えはあるのか。

施設所管課：船の入替えは行わないものの、その他常設の展示物については定期的に入替えを行うこととしたい。

委員：休憩、飲食する場所はあるのか。

施設所管課：団体利用にも対応できるよう検討したい。

委員：「文化財の修繕」と「施設の修繕」における責任区分はどうなっているのか。

施設所管課：「文化財の修繕」は市が行い、「施設の修繕」は原則として年間10万円を上限に指定管理者が行うこととなる。

委員：指定管理者が実施する企画展や講演会等で得た収入はどのように取り扱うのか。

施設所管課：実施する企画展や講演会等が、必須事業であれば市の歳入となり、自主事業であれば指定管理者の収入となる。